

加工業さま・流通業さまにおける風評被害の賠償対象について

【対象となる方】

- (1) 主たる原材料※1が風評被害の認定の対象となる農林水産物※2または牛肉※2である製品等を取扱う方
 (2) 風評被害の認定の対象となる農林水産物※2または牛肉※2ないし上記(1)に掲げた方が加工・製造した製品等を継続的※3に取扱っていた流通業者さま(農林水産物の加工品の流通業を含みます。)

※1 「主たる原材料」の「主たる」とは、当該農林水産物の原材料に占める重量の割合が概ね50%以上であることを目安とします。

※2 「風評被害の認定の対象となる農林水産物」とは以下を指します。

区分	対象となる地域	産出された時期
農産物(茶および畜産物を除き、食用に限る)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉	本件事故以降
	岩手、宮城	中間指針策定以降
茶	福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡	本件事故以降
	宮城、東京	中間指針策定以降
林産物(食用に限る)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉	本件事故以降
	青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島(ただし、広島についてはしいたけに限る。)	中間指針策定以降
牛肉(食用に限る)	福島、茨城、栃木	本件事故以降
	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根	平成23年7月8日以降
牛乳、乳製品	福島、茨城、栃木	本件事故以降
	岩手、宮城、群馬	中間指針策定以降
畜産物(牛肉および牛乳、乳製品を除き、食用に限る)	福島、茨城、栃木	本件事故以降
	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	本件事故以降
水産物(食用および餌料用に限る)	北海道、青森、岩手、宮城	中間指針策定以降
	福島、茨城、栃木	本件事故以降
花き	福島	本件事故以降
	岩手、宮城、栃木	中間指針策定以降
家畜の飼料および薪・木炭	福島	本件事故以降
	岩手、宮城、栃木	中間指針策定以降
堆肥(家畜排せつ物を原料とするもの)	福島	本件事故以降
	岩手、宮城、茨城、栃木、千葉	中間指針策定以降
その他の農林水産物	福島	本件事故以降
上記のほか、出荷制限指示等の対象となった品目	出荷制限指示等の対象となった市町村が属する地域を含む都道府県内	出荷制限指示等が出された日以降

※3 「継続的」とは以下に該当する場合をいいます。

- ・当該製品等の取扱いが連続して1年以上継続していること
- ・当該製品等の取扱いが季節的な場合、その取扱いが複数年にわたり継続していること
- ・上記に該当しない場合であっても、従前から取引契約を締結していることが確認でき、将来にわたって契約が継続すると見込まれていること

【対象となる損害】

風評被害のうち、「本件事故」と相当因果関係のある損害

- ① 風評被害により支障が生じた事業に係る減収分(逸失利益)
- ② 取引先の要求等により実施を余儀なくされた財物に係る検査費用のうち、政府が「本件事故」に関し検査の指示等を行った都道府県において当該指示等の対象となった製品等と同種のものに係るもの
- ③ 検査費用(物)以外の追加的費用(商品の返品費用や廃棄費用等)

※地震や津波による損害であることが確認された場合には、地震や津波による損害について、精算させていただく場合がございます。

【代替性について】

風評被害により、対象製品等の売上が減少した場合でも、他の地域、他の製品等を仕入れることにより売上が増加した場合には、当該売上高の増加分も売上高減少額から控除してご算出いただきます。

【ご請求対象期間について】

ご請求開始月より最大12ヶ月間(1年間)となります。

※ご請求対象期間の詳細についてはご相談下さい。

【お手続きをすすめていただくにあたりご提出頂く書類】

確認させていただく事項	ご送付いただく書類※1 ※2
ご請求者さまの情報	【個人事業主の方】 ・事業主さまご本人の住民票(原本) 【法人の方】 ・商業・法人登記簿謄本(登記事項証明書(全部事項証明書))(原本)
平成23年3月11日時点で「損害の発生した事業所の所在地」において活動していたこと	【個人事業主の方】 ・直近の事業所得金額を証明する納税証明書 ・直近の事業税の納税証明書 ・行政機関または所属団体による証明書等のいずれか1つ 【法人の方】 ・直近の法人税の納税証明書 ・直近の事業税の納税証明書 ・行政機関または所属団体による証明書等のいずれか1つ
収入の証明	【個人事業主の方】※3 ・平成22年分の確定申告書 ・平成22年を基準年度とすることが適さない場合、平成20または21年分の確定申告書 【法人の方】※3 ・「平成23年3月11日を含む事業年度前の事業年度」の税務申告書および添付書類または監査報告等を受けた決算書、収支計算書等 ・「平成23年3月11日を含む事業年度前の事業年度」を基準年度とすることが適さない場合、平成20～22年度のいずれかの税務申告書および添付書類または監査報告等を受けた決算書、収支計算書等
加工品の主たる原材料が風評被害の認定の対象となる農林水産物または牛肉であること、および風評被害の認定の対象となる農林水産物の原材料に占める重量の割合が概ね50%以上であること	・標準原価マスタなど (風評被害の認定の対象となる農林水産物の原材料に占める重量の割合が明らかに50%以上である場合は、その旨をご説明いただければ証明書類をご添付いただく必要はございません)
当該製品を継続定期に取り扱っていること	・前年度、直近の販売管理資料、仕入伝票、売上傳票等
ご請求対象期間および基準年度の当該事業の売上高	・ご請求対象期間および基準年度の同期間の月次残高試算表、売上高一覧表など
風評被害の発生期間および基準年度の風評被害のあった製品等と同一の製品等の売上高	・風評被害の発生期間および基準年度の同期間の対象品目の販売管理資料など
売上原価に含まれる固定費	・製造原価報告書 ・売上原価の内訳を示す書類等のいずれか1つ
検査費用(物)	・検査結果表 ・出金およびその内容を確認できる書類(領収書、請求書および金融機関の振込明細書等)
追加的費用	・出金およびその内容を確認できる書類(領収書、請求書および金融機関の振込明細書等)

※1 過去にご提出いただいている書類は、対象期間によって請求内容が異なる場合および変更がある場合を除き再度ご提出いただく必要はございません。

※2 各種証明書類のうち原本の指定のない書類につきましては、コピーをご送付ください。コピーをご送付いただいた書類につきましては弊社より、原本を確認させていただく場合がございます。

※3 ご請求の内容によっては、ご請求期間に係る申告書等を後日ご提出いただく場合がございます。

 <原子力事故による損害に対する賠償に関するお問い合わせ先>

東京電力 福島原子力補償相談室(コールセンター)

電話番号: 0120-926-404

受付時間: 午前9時～午後9時
